

旧煉瓦製造施設管理活用棟建設等工事設計業務
プロポーザル審査委員会設置要綱

令和6年3月29日市長決裁

(設置)

第1条 旧煉瓦製造施設管理活用棟建設等工事設計業務を受注する候補者（以下「受注候補者」という。）を特定するにあたって、プロポーザルの審査を厳正かつ公正に行うため、旧煉瓦製造施設管理活用棟建設等工事設計業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領の確認に関する事。
- (2) 提案書等の審査及び受注候補者の特定に関する事。
- (3) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会の委員は、市長が選任する次の者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 教育部長
- (3) 洪沢栄一政策推進課長
- (4) 産業ブランド推進室長
- (5) 教育施設課長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の任務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

(意見聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 会議の内容は、公開しないものとし、委員会に出席した者は、会議の内容に関して秘密を保持しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育部文化振興課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。